

科目番号	25-6361	科目群	展開・先端科目				
授業名	倒産法						
担当教員	松下 淳一						
種別	選択必修	単位数	4	年次	2	学期	Aセメスター
<p>授業の目的・ねらい・進め方</p> <p>弁済力の欠乏した債務者（企業・個人）について公平・平等な弁済と可能な限りの再建可能性とを確保するための倒産処理手続について、基本的な知識を習得するとともに、制度の基本的な考え方を確実に理解することにより、実務的な応用可能性の基礎を養うことを目的とする。具体的には、配布する「問題集1・2」所収の問題を六法を参照するだけで解けるようになることが到達目標の1つである。</p> <p>授業においては、できる限り体系的な理解が可能となるよう配慮しつつも、実務において応用できる知識と問題解決能力とを養うために、判例・設例問題等を用いる。授業の成果を上げるためには、受講者の十分な予習・復習が必要である。</p>							
<p>履修上の注意</p> <p>授業で用いるレジュメ・資料等はTKCのシステム経由で配布するので、第1回の授業から、TKCのシステムで入手したレジュメのプリントアウトを教室に持参する等して、授業中に参照できるようにする必要がある。</p>							
<p>授業の構成</p> <p>第1回 倒産処理法序論，破産手続の概要 第2回 破産手続の開始（1）－破産手続開始原因・破産能力・申立権者 第3回 破産手続の開始（2）－破産手続開始申立てと審理，破産手続開始決定 第4回 破産財団、破産管財人 第5回 破産債権（1）－意義、要件，複数債務者関係 第6回 破産債権（2）－額・順位 第7回 財団債権（1）－意義，範囲 第8回 財団債権（2）－弁済等，取戻権 第9回 別除権（1）－意義，破産手続との関係 第10回 別除権（2）－不足額責任主義・担保権消滅請求制度，相殺権 第11回 否認権（1）－意義，要件（1） 第12回 否認権（2）－要件（2） 第13回 否認権（3）－行使，効果（1） 第14回 否認権（4）－効果（2），役員責任追及 第15回 相殺禁止 第16回 手続開始後の行為の効力、未履行契約の処理（1）－一般原則 第17回 未履行契約の処理（2）－各種の契約の特則 第18回 進行中の手続の処理、債権届出・調査、破産財団の管理・換価，配当 第19回 免責 第20回 再建型手続総論，手続開始申立てから手続開始決定まで 第21回 再建型手続における債務者の地位，手続機関，債務者の財産・事業 第22回 再生・更生債権，共益債権，相殺権，契約関係の処理 第23回 再建型手続における担保権の処遇 第24回 再生計画・更生計画（1）－条項，作成・提出，決議，認可及びその効力 第25回 再生計画・更生計画（2）－計画の遂行，手続の廃止・破産手続への移行，更生計画固有の事項 第26回 個人再生</p>							
授業の方法	講義形式を中心とする。			使用言語	日本語		
教材等	『倒産判例百選 [第5版]』（有斐閣，2013） 〔参考書〕伊藤眞『破産法・民事再生法 [第3版]』（有斐閣，2014），山本和彦他『倒産法概説 [第2版補訂版]』（弘文堂，2015），山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務，2012） 授業（第1回から）で用いるレジュメ・資料等はTKCのシステム経由で配布する。						
成績評価の方法	筆記試験を行う A方式（2時間） 平常点を考慮しない レポートを課さない 成績をA＋・A・B・C＋・C－（2011年度以前の入学者はC）・Fで評価する						
開講年度（予定）	毎年開講						